

ガス基本料金6か月無料乗り換えキャンペーン規約

1 適用

(1) この規約は、次のいずれにも該当する場合で、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

ア 2024年10月1日から2025年1月15日までの間に、お客さまが、当社が別途定める個別要綱のうち「カテエネガスプラン1」、「カテエネガスプラン2」、「カテエネガスプラン3」、「ビジエネガスプラン1」、「ビジエネガスプラン2」、(以下「対象個別要綱」といいます。なお、当社が対象個別要綱を変更した場合には、変更後の対象個別要綱によります。)により、ガス小売事業者を当社以外から当社へ切り替えする申し込みを行うこと。(当社提携先企業経由での申し込みも対象)

イ 需給開始日が2024年10月1日から2025年3月31日までの間であること。

ウ 契約期間満了まで需給契約を継続すること。

2 割引適用となる料金

ガス基本料金6か月無料乗り換えキャンペーン(以下「本キャンペーン」という)による割引適用となる料金は、新たにガスの需給契約を申し込まれたときの需給開始日から次の検針日までの期間(需給開始日を含みます。)の料金算定期間(以下「初回料金算定期間」といいます。)を1か月目とし、初回料金算定期間から6か月分の料金算定期間(初回料金算定期間を含みます。)に算定された料金とします。

3 ガス料金の割引

(1) 対象個別要綱が適用されるガス需給契約の各月の基本料金は、対象個別要綱により基本料金として算定される金額から、(2)によって算定される基本料金割引額を差し引いたものとしたします。

ただし、対象個別要綱、この規約および他の個別要綱によって基本料金として算定された金額が負となる場合は、基本料金は零としたします。

(2) 基本料金割引額は、対象個別要綱に応じて算定された基本料金額(日割計算を行う場合は日割計算後基本料金額としたします。)としたします。

4 契約の終了

(1) この規約の適用は、需給契約の契約期間にかかわらず、2(割引適用となる料金)に定める6か月分の料金算定期間を満了した場合に終了いたします。

(2) 次の場合には、当社は、(1)を待たずにこの規約の適用を終了いたします。

ア ガス需給契約が廃止または解約された場合

イ ガス需給契約の契約種別の変更により、対象個別要綱が適用されなくなった場合

ただし、この規約の適用期間中において、「カテエネガスプラン1」、「カテエネガスプラン2」、「カテエネガスプラン3」、「ビジエネガスプラン1」および「ビジエネガスプラン2」、のいずれかに契約種別を変更された場合は、引き続きこの規約を適用いたします。（当社提携先企業経由での申し込みも対象）

ウ 1（適用）に定める適用条件に反した場合

5 その他

- (1) お客さまが、需給契約を廃止または解約する場合および需給契約の契約種別の変更を希望されるときは、そのつどお客さまから当社に申し出ていただきます。
- (2) ガス基本契約要綱、個別要綱、およびこの規約のいずれにも記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。